

土壤汚染対策法見直しに関する検討について

2008年10月27日
(社)日本経済団体連合会 環境安全委員会
環境リスク対策部会長 河内 哲

1. 土壤汚染対策法は、人の健康への被害を防止することを目的に制定された法律であり、見直しの検討にあたっては、その目的に沿った審議が行われるべきである。
2. こうした観点から、現状において人の健康への被害が生じているのであれば、早急に適切な方策を構ずる必要がある。
3. 土壤汚染対策法のあり方については、土壤汚染による健康リスクについて、たとえば、土壤環境基準・土壤溶出量基準と地下水汚染との因果関係のデータなどを踏まえて検討すべきである。
4. また、現下の経済情勢を踏まえ、不必要な官製不況を引き起こさないようにするためにも、企業の経済活動を必要以上に阻害しないという視点も不可欠である。
より良い法制度を構築するため、費用と便益の分析を十分行うことが重要である。
5. 現在、掘削除去をはじめ汚染の状況に対して過度な対策が行われ、社会全体に過剰な対策コストが生じているのみならず、汚染土壤の拡散を招き環境リスクを高めている一因は、土壤汚染による健康リスクに対する一般の理解不足である。したがって、土壤汚染による健康リスクに対する理解の増進やリスクコミュニケーションの促進のための方策をまず講じるべきである。
6. 指定区域の分類化については、土壤汚染に対する合理的な対策を行なうために重要であり、積極的に推進することが必要である。その際、指定区域の分類は明確かつわかりやすく設定することが求められる。また、指定および指定の変更等についての手続の明確化(どの分類にするかの判断期間や不服申立制度等)を図るべきである。
7. 2003年2月に土壤汚染対策法が施行されたことで、土壤汚染に対する事業者の意識は高まっており、事業者の自主的な取組による調査・対策が増加している。事業者は、自主的調査の結果、人の健康への被害を生じるおそれがある場合には、地方自治体と連携を取り、適切な対応を講じている。
自主的調査の実施は、「土壤環境施策に関するあり方懇談会報告」にも示されている通り、土壤汚染の把握の観点からも重要であるため、今後とも推進すべきである。一律・形式的な規制によって、自主的取組を阻害したり自主的努力への意欲を損なったりすることがあってはならない。
自主的な取組を積極的に行った事業者がメリットを享受できるような方向で、法改正の検討を行うべきである。

以上